

増税後の準備は大丈夫？ 無料個別相談会開催

いよいよ 10 月から消費税が 10%になります。

食料品等は 8%なので、2つに分けて集計しないとダメ！

「**軽減税率**が始まったら、帳簿はどうなるん？」

「消費税の申告は**一般**と**簡易**のどちらが得なん？」

という質問をいただくことが多くなったので、税理士を招いての**個別相談会**を開催します！

「うちも関係あるのかな」「なに準備したらいいん？」など、気になっことを聞いてみられ～



【日時・会場】※1人45分

開催日時	開催場所	講師
9月4日(水) 9時～12時	吉井支所	長谷川尚紀税理士
9月4日(水) 14時～17時	瀬戸支所	長谷川尚紀税理士
9月5日(木) 9時～16時	本部(山陽)	野波守税理士
9月6日(金) 9時～12時	赤坂支所	橋本研也税理士
9月6日(金) 14時～17時	熊山支所	橋本研也税理士

【持参物】①普段使用している帳簿

②平成 29 年分・平成 30 年分の確定申告書、決算書

※その他、相談したいものがありましたらお持ちください。

予約制です。**8/30(金)まで**に FAX でお申し込みください。

事業所名			
参加者名		連絡先	

本部 955-0376、赤坂 957-3446

熊山 995-1983、吉井 954-0397、瀬戸 952-0567